

感染症に罹った場合の登園許可意見書

たけのこ保育園 園長 殿

提出年月日 年 月 日

入所児童名

診断名（下記欄の該当する感染症名に○をつけてください） ★の疾患の場合は、★を○で囲んでください (★)

○欄	感染症名	登園のめやす	○欄	感染症名	登園のめやす																								
★	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良い																								
★	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	★	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで																								
	<table><tr><td>0日</td><td>1日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>4日</td><td>5日</td></tr><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table>	0日	1日	2日	3日	4日	5日	/	/	/	/	/	/		★	<table><tr><td>0日</td><td>1日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>4日</td><td>5日</td></tr><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table>	0日	1日	2日	3日	4日	5日	/	/	/	/	/	/	
0日	1日	2日	3日	4日	5日																								
/	/	/	/	/	/																								
0日	1日	2日	3日	4日	5日																								
/	/	/	/	/	/																								
★	風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで		帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで																								
★	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができること																								
★	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・顎下・舌下腺の腫脹が出現から5日を経過、かつ全身状態が良好		RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと																								
★	結核	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで		ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること																								
★	咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過するまで		突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと																								
★	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで（結膜炎の症状が消失）		マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること（症状が改善し全身状態が良い）																								
★	百日咳	特有な咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療を終了するまで		単純ヘルペス感染症	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること																								
★	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	症状がおさまり、かつ抗菌薬治療を終了、48時間あけて連続2回の検便で陰性	★	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、浸潤部がガーゼ等で覆うことができる程度のもの																								
				手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができること																								
★	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで	★	アタマジラミ	駆除を開始していること																								
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること ※ただし、治療の継続は必要	★	伝染性軟属腫（ミズイボ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときにはガーゼ等で覆うこと																								
★	A型肝炎	肝機能が正常であること	★	B型肝炎	症状が消滅し、全身状態が良いこと																								

★の疾患の場合は、医療機関の登園許可が必要です

学校保健安全法より引用

治癒 ・ 症状が回復し集団生活に支障なし のため、 月 日より登園可能と判断します。

(参考) 年 月 日

プール活動 可 ・ 否

医療機関名

病後児保育 可 ・ 否

医師名 印またはサイン

その他指示事項【 】

★以外の疾患の場合は、保護者の登園許可が必要です

月 日に医療機関「 」において、集団生活に支障がない状態と判断

されましたので登園いたします。

保護者名 印またはサイン